

令和3年5月6日

一般社団法人香川県トラック協会
会長 楠木 寿嗣 様

香川県知事 浜田 恵造

まん延警戒警報にかかる緊急要請について

日頃より、本県の交通行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本県では、新型コロナウイルスの新規感染者において、感染・伝播性が高いと見られる変異株が占める割合が急激に高まっており、20代から40代などの比較的若い年代から高齢者への感染につながるおそれが生じているほか、直近1週間の新規感染者数は150人を超え、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率についても4割を超えるなど、国の示すステージⅢの指標を上回る状態となっております。

本県の対応としては、4月23日(金)に「まん延警戒警報」を発令し、5月5日(水)までゴールデンウィークにおける集中対策を実施してきたところですが、県内の感染状況を踏まえ、ゴールデンウィークにおける集中対策期間を5月9日(日)まで延長するとともに、県民の皆さまには、5月2日(日)に「まん延警戒緊急要請」を行い、休日は家庭で家族と過ごしていただくことや、マスクの適切な着用について協力をお願いしたところ です。

つきましては、貴職におかれまして、「感染拡大防止集中対策期における対策(4月4日以降)について」(資料1及び別紙)の貴社(団体)の職員の皆様及び関係先への周知及び感染防止対策の徹底につきまして、御協力をお願いします。

感染拡大防止集中対策期における対策（4月4日以降）について

令和3年4月 3日 令和3年5月2日改正
 令和3年4月19日改正
 令和3年4月23日改正
 令和3年4月24日改正
 令和3年4月30日改正

○対策期間：4月4日（日）～5月15日（土）

1. 県民への協力要請等（法第24条第9項）

(1) 外出について

- 県内における不要不急の外出については、慎重に検討するよう協力要請
 - 他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討するよう協力要請
 また、新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域にあっては、特に慎重に検討するよう協力要請
 - 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
 - 国の「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」期間中の対象区域への不要不急の往来自粛を協力要請
 - 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
別添1（省略）：気をつけていただきたいこと
 - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
 - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
別添2（省略）：業種別ガイドライン
 - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
 - 施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」（注）を積極的に利用することを協力要請
別添3（省略）：かがわコロナお知らせシステム
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

(2) 新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
別添4（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」
 （令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 別添5**（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
 （令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
別添6（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第24条第9項）

- 飲食店への営業時間の短縮を協力要請（令和3年4月7日～4月20日、4月28日～5月11日）
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請

別添2 (再掲) : 業種別ガイドライン

別添7 (省略) : 今後における適切な感染防止対策

別添8 (省略) : 飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

○適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」(注)を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添3 (再掲) : かがわコロナお知らせシステム

別添9 (省略) : 掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

○在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請

○出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請

○時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

○医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請

- ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
- ・症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用すること
- ・手洗い・手指消毒を徹底すること
- ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
- ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
- ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

○介護施設等の設置者に対し、県及び高松市が当該施設従事者を対象に緊急に実施する一斉検査の受検に協力することを協力要請

○高齢者のいる障害者施設等の設置者に対し、当該施設従事者を対象に実施する一斉検査の受検に協力することを協力要請

3. 催物(イベント等)の開催(法第24条第9項)

○催物(イベント等)の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請

協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添10 (省略) : 催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添11 (省略) : 催物(イベント等)の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

○適切な感染防止対策を講じた上で開館。ただし、多くの集客が見込まれる県有施設等については感染防止対策の一層の徹底を図る。

5. 県の対応

○感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。

○PCR検査の充実強化を図る。

○県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

○ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。

○無症状や軽症の新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設を充実する。

6. ゴールデンウィーク(令和3年4月29日~5月9日)における集中対策

(別紙:「ゴールデンウィークにおける集中対策について」)

7. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

(別紙(省略):「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について」)

(注) LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」は現在、一時利用を停止しています。

ゴールデンウィークにおける集中対策について

～GWは移動を控えて、みんなで大切な「いのち」と「ふるさと」を守りましょう～

令和3年4月23日

令和3年5月2日改正

○対象期間：4月29日（木）～5月9日（日）

（まん延警戒警報緊急措置）

1. 県民への協力要請（法第24条第9項）

- ・行動にあたっては、十分な感染防止対策をとったうえで、くれぐれも慎重に行動するよう協力要請
- ・帰省・旅行、不特定多数が集まるイベントや集客施設等への参加について慎重に検討すること、また、感染が拡大している地域との往来は延期、自粛、オンライン帰省を活用することなどについて協力要請
- ・まん延警戒緊急要請（休日は家庭で家族と過ごしていただくよう協力要請、マスクはきちんと、飲食時も着用していただくよう協力要請）

※県ホームページ等を活用した呼びかけなどを実施

2. 事業者への協力要請（法第24条第9項）

- ・飲食店に対して、営業時間の短縮の協力を再要請（令和3年4月28日～5月11日）
※時短実施状況の把握などを行うための巡回を実施
- ・観光地、集客施設周辺の飲食店に対し、感染防止対策の徹底を呼びかける見回りを実施
- ・県外から多くの観光客が見込まれる県内うどん店（約200店舗）に対し、外食業の事業継続のためのガイドラインチェックシートによる感染防止対策の再点検、及び来店者向け注意喚起の掲示について協力要請
- ・県内事業者に対して（関係団体等を通じ）、感染防止対策の徹底について協力要請
※従業員が多い県内企業、国の出先機関の長に対して個別要請
※観光施設、大規模商業施設等に対して個別要請
- ・イベント・集客施設・伝統行事の実施について、慎重な判断を求めるとともに、実施する場合は、参加人数の制限の遵守や入場整理（規制入退場、動線管理、雑踏警備等）の強化などによる密集回避・感染防止策を徹底するよう協力要請
※県主催イベントや大規模な民間主催イベントに対して個別要請
- ・大規模小売店、商業施設等におけるゴールデンウィークの催物・バーゲンセール等について、人数制限など、感染防止策を徹底するよう協力要請

3. 特に県内外から多くの集客が見込まれる県有施設の対応

5月3日～5月9日：臨時休園・休館する施設

- ・栗林公園
- ・さぬきこどもの国
- ・県立ミュージアム
- ・東山魁夷せとうち美術館
- ・瀬戸内海歴史民俗資料館
- ・瀬戸大橋記念館

4. その他

- ・県立学校の部活動の他校との交流（練習試合・合同練習等）（県内・県外ともに）停止（5月3日～5月9日）
- ・令和3年春の叙勲伝達式（5月6日）の中止及び憲法記念日知事表彰式（5月7日）の延期
- ・各種広報の強化